

## 教育への権利が保障される社会を目指して —就学義務から教育義務へ—

○ 藤田 美保(NPO 法人コクレオの森 箕面こどもの森学園)

### 1. 子どもの学びの声を聴き、民主的に生きる市民を育む教育

NPO 法人コクレオの森が運営する「箕面こどもの森学園」は、2004 年市民の手で立ち上がった 20 年続くオルタナティブスクールである。デンマークのフォルケフォイスコーレ、フレネ教育やイエナプラン教育などからヒントを得た市民性を育む教育を行っており、学校教育法第一条に定められた学校ではないが、2015 年には、国連の UNESCO から、ESD を行う学校として ASPnet (Associated Schools Network)への加入が認められ、「ユネスコスクール」となっており、全国約 1200 校のユネスコスクールの中で、24 校だけが選ばれる ESD 重点校「サステイナブルスクール」にも選ばれている。箕面こどもの森学園の教育の主な特徴として、下記の5つがあげられる。

- ・翌週の学習計画(時間割)を一人ひとりの子どもたちが立てる。この際、学習に対する振り返り(リフレクション)を子ども本人だけでなく、スタッフ(教員のこと)、保護者の3者が毎週行う。

- ・基礎学習、テーマ学習(総合的な学習の時間に近い)、選択学習(音楽、体育、英語、科学実験など)、プロジェクト学習(子ども個人が内容も期間も決める)の4つの学習形態がある。

- ・学習は子どもたちの興味関心から始まり、サークル対話での共同学習と一人ひとりが立てたの学習計画に基づく個別進度学習の両方を組み合わせ、それぞれの学習が行われていく。

- ・クラス形態は異学年制を取り入れ、小1～小3までの低学年クラス、小4～小6までの高学年クラス、中1～中3までの中学生クラスがある。

- ・多数決を行わず、対話を積み重ねてすべての物事を決める学校運営を行っており、学校行事は、子どもたちが主体となって運営していく。(例えば、高学年クラスの修学旅行では、その工程を子どもたちが話し合っただけでなく、クラス全員分と引率スタッフ 2 名分の旅費相当のお金も子どもたちが生み出していく。)

20 年前の設立当初は、全校生徒 7 名からのスタートだったが、こうした学びを求める家庭や子どもたちは少しずつ増えており、現在は定員いっぱい約 70 名の小中学生が毎日通学し、新小 1 の入学選考はここ数年約 3 倍となり、全学年を合わせると 120 名を超える入学希望者が欠員待ちをしている。

様々に時代が変化する中で、保護者の意識は確実に変わってきた。バブルがはじけ、アメリカ同時多発テロ事件、リーマンショック、東日本大震災が起き、コロナ禍と一斉休校に加え、ロシアとウクライナの戦争、そして、ChatGPT に象徴される AI の台頭。変化が目まぐるしく、先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代において大切なことは、答えのある問いの正解を、制限時間内に可能な限り早く正確に解答できる能力ではなく、答えのない問いに向き合うこと、何が正解なのかだれにもわからない中で、自分を見つめ、いろいろな人と対話を積み重ねながら、「より善い解」だと思えることを選び続けていくことである。そんな価値観をもつ保護者が、私たちの学校を探し、年長児のときから見学に来てきて、書類

選考、体験、面接からなる入学選考を受け、4 割弱の人は、教育移住までして、子どもを箕面こどもの森学園に入学させている現状がある。

## 2. 教育機会確保法・COCOLO プランはあっても

2017 年教育機会確保法が施行され、「多様な教育」「学校外の学び」という言葉がよく聞かれるようになった。これにより、不登校児童生徒であれば、無理に学校に行く必要はなくなり、自分に合った多様な学びの場を選ぶことができるようになっただけでなく、自宅で ICT 学習することも学びだと見なされるようになった。この流れは、2023 年に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」として打ち出された COCOLO プランにおいて、さらに揺るぎないものとなった。不登校児童生徒であれば、学びたいときに多様な学び場につながる事が保障され、民間施設や ICT 学習が、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の場合、つまり普通教育としてみなされている。

しかし、一方で、不登校児童生徒ではない場合、民間施設や ICT 学習を選ぶとどうなるのか。保護者は就学義務違反だとされ、毎年、自宅に就学義務違反の通知が届き、その施設への通学定期も認められない。つまり、それらの学びは、全く同じものであるにもかかわらず、普通教育であると見なされてはいない。

文科省によれば、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」とされている。箕面こどもの森学園に通学する子どもたちのうち、約 1 割程度が不登校児童生徒で、それ以外の子どもたちは、不登校児童生徒としてみなされない。ある市の教育委員会で見せられた書類には、不登校、病気や経済的な理由のほかに、「その他理由」という区分があり、そこに分類されていた。

憲法 26 条は、保護者(国民)に対し、子女に普通教育を受けさせる義務を負うことを明記している。不登校児童生徒であれば、本人が望む学び場が普通教育に相当するものとなり、保護者も就学義務を果たしたことになるにもかかわらず、なぜ、不登校児童生徒として見なされない場合は、同じ学び場が普通教育に相当せず、保護者に就学義務違反通知まで届くのだろう。年長児の段階から一条校でない場所を学校として選んだ場合、なぜ、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない」人として認められないのだろう。

私たちの「学校」には、全国から「箕面こどもの森学園のような学校を創りたい」という人達が見学にやってくる。年間の一般見学者数は、約 120 名。ここ数年で、東京、神奈川、静岡、愛知、富山、兵庫、大分に私たちがサポートしたオルタナティブスクールが設立された。私たちを含むこれらのすべての「学校」は、不登校児童生徒にとっては、普通教育とみなされ義務教育を就学したものとなっているが、不登校児童生徒でない場合は、普通教育とはみなされず就学義務違反となっている。

学校とは、学校教育法に定められていて、そこに該当するものだけが「学校」、つまり普通教育を受けられる場だとされている。しかし、そこに「登校できない人(不登校児童生徒)」と「登校したくない人(オルタナティブスクールなどの選択者)」が現れており、その数は年々増え続けている。

時代の変化とともに、価値観や受けたい教育のニーズが多様化している中、学校教育法に定められる「学校」だけでは、もはや学びの機会を提供できない現状に、教育行政は向き合う必要がある。